

受託研究を依頼される企業様へ

当所の「受託研究」は、製造業の皆様が技術力向上を目的に、「高度な課題の解決」もしくは「新製品・新技術の開発」に関する研究の委託をお受けするものです。研究内容および期間、費用等については担当の研究者と綿密に調整をして頂くとともに、下記事項にご留意頂きますようお願いいたします。

- ・研究費について

研究中断等の特段の理由がある場合を除き、研究成果の有無に関わらず研究費の返還は行いません。

- ・研究題目の公開について

研究題目は当所発行の業務年報等により公開されます。

- ・特許出願について

受託研究において共同で得た成果は、名古屋市との共同出願が可能です。なお、出願時には「共同出願契約」を、出願内容の実施時には「実施契約」を締結して頂きます。

- ・研究補助員を派遣される場合について

派遣研究補助員には、別途お渡しする「名古屋市工業研究所における研修・研究従事に関する誓約書」の内容を遵守して頂きます。なお、補助員の故意もしくは重大な過失により当所の設備機器が破損した場合、修理費用をご負担頂きます。

- ・秘密保持について

当所の職員には、地方公務員法第34条による「秘密を守る義務」が課せられています。

- ・その他

受託研究は製品開発を支援するものです。

受託研究において、当所で作製した試作品（プログラムを含む）等を製品または製品の一部として使用・販売することはできません。

名古屋市工業研究所